



Tax Whiz

Tax highlights from your advisers

**Approved Major Exporter Scheme
("AMES")**

*Part IXA of the Sales Tax Regulations
2018 and the Conditions*

KPMG in Malaysia

2 July 2020

Approved Major Exporter Scheme (AMES)



(A) AMES申請の主な要件

- i. 販売会社(Trader)の場合:
 - マレーシアにて1年以上の営業実績
 - 申請時点において、課税物品の年間売上高がRM10百万超
 - 課税物品の年間売上高の80%以上が輸出もしくは指定地域 (Designated Areas、以下DA)・特定地域 (Special Area、以下SA) への出荷
- ii. 製造会社(Manufacturer)の場合:
 - マレーシアにて1年以上の操業実績
 - 申請時点において、製造する非課税物品の年間売上高がRM10百万超
 - 製造する非課税物品の年間売上高の80%以上が輸出もしくはDA・SAへの出荷
- iii. 販売会社兼製造会社の場合:
 - 上記の販売会社もしくは製造会社としての要件を満たすこと (2つの別個の申請が必要)
- iv. その他、大臣によって指定された者

承認期間は原則2年

(B) 売上税の支払いが免除されるための主な要件**i. 販売会社の場合:**

- 販売会社は直接的に課税物品を輸入、DA・SAから購入、もしくは課税登録製造事業者から購入しなければならない
- 課税物品の自己使用、または付加価値の増加をしてはならない
- 販売会社は課税物品を自ら輸出もしくはDA・SAに出荷しなければならない
- 課税物品を国内販売もしくは廃棄する場合には、猶予された売上税を納付する必要がある

ii. 製造会社の場合:

- 製造会社は直接的に原材料、部品、梱包資材を輸入、DA・SAから購入、もしくは課税登録製造事業者から購入しなければならない
- 原材料、部品、梱包資材は非課税物品の製造のみに直接的に使用されなければならない
- 製造会社は製造した非課税物品を自ら輸出もしくはDA・SAに出荷しなければならない
- 原材料、部品、梱包資材を非課税物品の製造目的以外で使用、国内販売もしくは廃棄する場合には、猶予された売上税を納付する必要がある
- 製造した非課税物品を国内販売もしくは廃棄する場合には、原材料、部品、梱包資材について猶予された売上税を納付する必要がある

iii. 販売会社兼製造会社の場合:

- 上記の販売会社及び製造会社の要件を満たすこと

(C) 売上税の免除が利用できない物品

以下の物品は、売上税の免除が利用できない

- アルコール類（ワイン、スピリッツ、ビール等）
- たばこ類
- 石油類

(D) 認定された販売会社／製造会社が順守すべき事項

- 認定された会社は、関税法（Custom Act 1967）にしたがい輸出入を申告すること
- AMESのもと、物品の輸入、購入、輸出、販売に関して、完全かつ正確な記録を保持すること
- 会計基準および監査基準に定められる会計および内部統制システムを有すること
- 申請内容に変更ある場合は14日以内に関税局へ書面で届け出ること
- 関税局が定めるAMESに関する文書を準備し、検査時には当該文書を税官吏に提出すること
- その他、関税局の定めに従うこと

詳細については、官報 ([リンク](#)) および関税局のオフィシャルウェブサイト ([リンク](#)) を参照のこと